

令和6年12月2日



障害支援区分認定調査に係る申請書類の 誤送付について

市からの発送物について、誤って異なる送付先へ送付した事案が1件発生しました。関係する皆様には多大なる御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 内容

障害支援区分認定調査の申請者(以下、A)の氏名が記載された郵送連絡票、無記名の支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書及び世帯状況・収入申告書(同意書)を当該申請者の入所する施設に送付した際に、誤って他の施設へ送付したもの(1件)。

2 経緯

(1) 11月22日(金)11時45分

入所施設関係者(以下、B)から、該当者不明の郵送物が送付されてきた旨の連絡があり、誤送付があったことを覚知しました。

(2) 11月22日(金)13時30分

Bへ電話連絡を行い、誤送付した郵送物の返送依頼を行いました。未開封のままシュレッダーにて処分した旨の報告を受けました。

(3) 11月22日(金)16時～26日(火)

Aの父へ電話連絡を行いました。連絡が取れませんでした。

(4) 11月26日(火)13時

本来送付すべきAが入所している施設の関係者へ正しい書類を送付しました。

(5) 11月27日(水)11時15分

Aの姉へ電話連絡を行い、誤送付についてお伝えし、謝罪を行いました。

3 原因

郵送連絡票を作成する際に、担当職員が定めた手順とは異なった方法で送付先の設定を行いました。また、別の担当職員がダブルチェックを行った際に、送付先が違うことに気づきましたが、口頭での確認にとどまり、十分な確認が行われなかったため、誤送付が発生しました。

4 再発防止

定められた手順を遵守するとともに、確認時に齟齬があった場合には、システム上の元となるデータを確認するなど、適正な事務処理を徹底してまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市福祉部障害福祉課

電話 04-7167-1136 / FAX 04-7167-0294